

医療用ガス仕様書

- 1 品名及び数量 別紙医療用ガス内訳書のとおり
- 2 納入場所 埼玉県熊谷市板井1696
埼玉県立循環器・呼吸器病センター
- 3 契約期間 令和4年5月1日から令和5年3月31日
- 4 購入物品の条件等
 - (1) 医薬品等製造許可を受けたものであること
 - (2) 医薬品販売許可を受けたものであること。
 - (3) 供給が24時間体制であること。
 - (4) 緊急時に2時間以内に供給できること。
 - (5) 敷地内の指定した場所に、指定した方法に従い納入すること。
- 5 納入方法
 - (1) 発注は、発注者の指定する職員がこれを行うものとし、発注者当該指定職員の氏名を供給者にあらかじめ通知するものとする。
 - (2) 緊急時の際は、発注者の指定する時間までに納入するものとする。
 - (3) その他納入にあたっては、「高圧ガス保安法」及びこれに基づく関連法規の定めるところにより、これを行うものとする。納入に使用する容器は、「高圧ガス保安法」に基づく耐圧検査に合格したもので、発注者が指定した仕様のものでしよすること。また、納入に必要な工具、運搬具等は納入者の負担とする。
 - (4) 供給に必要な機器等については、供給者がこれを負担するものとする。また、契約期間終了後であっても契約期間中に納入したものは、使用完了まで機器等は無料で提供するものとする。
 - (5) 納入後、金具及びバルブ等の締め付けは特に点検し、漏れ等がないように確認を行うものとする。また、流量計等の計器及び装置類に異常を認めた場合、直ちに病院担当者に連絡すること。
 - (6) 供給者は、発注者に指定された日時及び場所に、指定数量の物品を指定された荷姿で、発注者の使用に支障のないように納入するものとする。
 - (7) 供給者は、物品の規格・品質等の証明を発注者から要求されたときは、これを証明する書類を納入の際に提出しなければならない。
 - (8) 供給者は、物品を納入し発注者の指定する職員の検査を受けたときは、物品の受領書に認印を受けるものとする
- 6 納入品の規格等について
 - (1) 高純度アルゴンガスの純度は99.999%以上であること。

- (2) 液体酸素、酸素ガス、炭酸ガス、亜酸化窒素は、医薬品医療機器等法第2条に定める医薬品であること。
- (3) 液体ヘリウムの納品について
 - ア 納入時に液体ヘリウムの成分表を提出し、純度が99.995%以上、露点が-65℃以下のものとする。
 - イ 注入に必要な加圧用ヘリウムガス(ヘリウムガス用調整器及び容器を含む)は納入者の負担とする。
 - ウ 納入方法、注入時の諸注意は担当者の指示に従うこと。
 - エ 納入に当たっては設置されている装置への納入方法を熟知した者が作業に当たること。
 - オ 納入は指定する日に放射線技術部及び設置されている装置の製造メーカー職員の立会いのもとに行う。
 - カ この仕様書に定めのない事項に関しては、発注者、納入者協議の上、定めるものとする。
- (4) 液体酸素の納入について
 - ア 2~3日に1回、1ヶ月間に7~8回の頻度で納入すること。(日曜、祭日を除く。)
 - イ 納品は、積載量4トンのタンク(ローリー)車(全長8m程度)で納入すること。
- (5) 医療用酸素ガス(3.5リットル型)の納入作業について
 - ア A病棟及び外来は、毎日納入作業を行うこと(土曜、日曜、祭日を除く。)
 - イ 本館棟病棟は、2日以上空けずに納入作業を行うこと(土曜、日曜、祭日を除く。)但し休日(土曜、日曜、祭日)の前後日には必ず納入作業を行うこと。

7 その他

- (1) 本仕様書の定めのない事項については、発注者の指示に従うものとする。
- (2) 医療ガスは、医療機関にとって患者の生命に関わる重要な供給物であることから、納入者は本契約の履行に当たって、安全に十分配慮することはもちろんのこと、当センターと協力し、事故の予防に努めること。